

川崎市公告第956号

幸スポーツセンターLED化業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和8年6月11日

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
幸スポーツセンターLED化業務委託
- (2) 履行場所
幸区戸手本町1-11-3 幸スポーツセンター
- (3) 履行期限
契約日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 業務概要
仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備」、地域区分「市内」で登録されている者
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 過去5年間で本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-8570

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1 幸区役所まちづくり推進部地域振興課

電 話 : 044-556-6705

F A X : 044-555-3130

E-Mail : 63tisin@city.kawasaki.jp

※一般競争入札参加申込書は川崎市のホームページからダウンロードできます。（「入札情報かわさき」－「入札情報」－「入札情報（入札公表・落札結果）」－「入札情報」－「委託」－「入札公表」－「財政局」）

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出期間

令和8年6月11日（木）から令和8年6月17日（水）までの下記の時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似契約の契約書写し（契約の件名と契約者の代表印が確認できるページのみで可）

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(2) 交付日時

令和8年6月19日（金）午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。ただし、電子メールで配信する場合は令和8年6月19日（金）午前9時から午後5時までに配信します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。

電子メール 63tisin@city.kawasaki.jp

FAX：044-555-3130

(2) 質問受付期間

令和8年6月19日（金）午前9時から令和8年6月23日（火）午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年6月29日（月）に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和8年7月3日（金）午前11時

ウ 入札場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1 幸区役所4階 第4会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)イと同じ

(4) 開札の場所

7(1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければいけません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「ダウンロードコーナー」-「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 特定業務委託契約について

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」をご確認ください。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。